

# 中間財務諸表

Sandai Bank

当行の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年9月30日)	平成26年9月期 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	104,318	157,411
コールローン及び買入手形	40,000	—
買入金銭債権	820	842
有価証券	356,742	406,039
貸出金	554,578	590,873
外国為替	139	74
その他資産	3,113	1,812
その他の資産	3,113	1,812
有形固定資産	10,836	12,672
無形固定資産	1,300	1,033
支払承諾見返	1,620	1,401
貸倒引当金	△ 6,313	△ 5,667
<b>資産の部合計</b>	<b>1,067,157</b>	<b>1,166,494</b>
<b>負債の部</b>		
預金	862,593	880,978
譲渡性預金	139,630	228,150
借入金	7,615	46
その他負債	9,531	5,886
未払法人税等	76	72
リース債務	67	48
資産除去債務	3	3
その他の負債	9,384	5,762
賞与引当金	154	263
退職給付引当金	57	84
利息返還損失引当金	5	8
睡眠預金払戻損失引当金	128	90
偶発損失引当金	81	49
繰延税金負債	1,662	1,785
再評価に係る繰延税金負債	1,107	1,103
支払承諾	1,620	1,401
<b>負債の部合計</b>	<b>1,024,189</b>	<b>1,119,848</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	3,753	5,908
利益準備金	83	146
その他利益剰余金	3,670	5,761
繰越利益剰余金	3,670	5,761
<b>株主資本合計</b>	<b>37,027</b>	<b>39,182</b>
<del>その他有価証券評価差額金</del>	<del>4,271</del>	<del>5,800</del>
<del>土地再評価差額金</del>	<del>1,669</del>	<del>1,661</del>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>5,940</b>	<b>7,462</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>42,968</b>	<b>46,645</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,067,157</b>	<b>1,166,494</b>

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年9月期 (平成25年4月1日から 平成25年9月30日まで)	平成26年9月期 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>8,895</b>	<b>8,576</b>
資金運用収益	6,216	6,222
(うち貸出金利息)	(4,515)	(4,421)
(うち有価証券利息配当金)	(1,605)	(1,712)
役務取引等収益	1,258	1,304
その他業務収益	216	13
その他経常収益	1,203	1,035
<b>経常費用</b>	<b>6,952</b>	<b>6,650</b>
資金調達費用	379	354
(うち預金利息)	(215)	(175)
役務取引等費用	609	646
その他業務費用	113	199
営業経費	5,620	5,265
その他経常費用	228	184
<b>経常利益</b>	<b>1,943</b>	<b>1,925</b>
特別利益	—	22
特別損失	32	19
<b>税引前中間純利益</b>	<b>1,911</b>	<b>1,928</b>
法人税、住民税及び事業税	36	30
法人税等調整額	△ 10	△ 260
<b>法人税等合計</b>	<b>26</b>	<b>△ 230</b>
<b>中間純利益</b>	<b>1,884</b>	<b>2,159</b>

## 中間株主資本等変動計算書

平成25年9月期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	—	2,283	2,283	—	35,558
当中間期変動額									
利益準備金の積立					83	△ 83	—		—
剰余金の配当						△ 415	△ 415		△ 415
中間純利益						1,884	1,884		1,884
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	83	1,386	1,469	—	1,469
当中間期末残高	22,485	10,789	—	10,789	83	3,670	3,753	—	37,027

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	5,223	1,669	6,892	42,450
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 415
中間純利益				1,884
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△ 951	—	△ 951	△ 951
当中間期変動額合計	△ 951	—	△ 951	517
当中間期末残高	4,271	1,669	5,940	42,968

平成26年9月期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	113	4,141	4,255	—	37,529
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	△ 341	△ 341	—	△ 341
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,485	10,789	—	10,789	113	3,800	3,914	—	37,188
当中間期変動額									
利益準備金の積立					33	△ 33	—		—
剰余金の配当						△ 165	△ 165		△ 165
中間純利益						2,159	2,159		2,159
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	33	1,961	1,994	—	1,994
当中間期末残高	22,485	10,789	—	10,789	146	5,761	5,908	—	39,182

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,229	1,661	5,891	43,421
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	△ 341
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,229	1,661	5,891	43,080
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 165
中間純利益				2,159
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	1,571	—	1,571	1,571
当中間期変動額合計	1,571	—	1,571	3,565
当中間期末残高	5,800	1,661	7,462	46,645

## 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成26年9月期 (平成26年4月1日から 平成26年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	1,928
減価償却費	551
減損損失	17
貸倒引当金の増減(△)	△ 885
賞与引当金の増減額(△は減少)	53
退職給付引当金の増減額(△は減少)	33
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 28
偶発損失引当金の増減(△)	△ 32
資金運用収益	△ 6,222
資金調達費用	354
有価証券関係損益(△)	158
為替差損益(△は益)	△ 0
固定資産処分損益(△は益)	△ 20
貸出金の純増(△)減	△ 15,786
預金の純増減(△)	37,610
譲渡性預金の純増減(△)	52,080
コールローン等の純増(△)減	2
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 4,822
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 15
外国為替(資産)の純増(△)減	14
資金運用による収入	4,540
資金調達による支出	△ 365
その他	975
小計	70,143
法人税等の還付額	28
法人税等の支払額	△ 124
営業活動によるキャッシュ・フロー	70,047
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 86,606
有価証券の売却による収入	13,731
有価証券の償還による収入	52,928
投資活動としての資金運用による収入	1,924
有形固定資産の取得による支出	△ 248
有形固定資産の売却による収入	22
無形固定資産の取得による支出	△ 13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,261
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 11
配当金の支払額	△ 165
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 176
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	51,609
現金及び現金同等物の期首残高	105,720
現金及び現金同等物の中間期末残高	157,329

(注) 平成26年3月期より単体財務諸表のみ作成しております。

# 中間財務諸表

Sendai Bank

## 注記事項（平成26年9月期）

### 重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定額法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：2年～50年  
その他：2年～20年  
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。  
(3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」といふ。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」といふ。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接控除後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は981百万円でありました。  
(2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。  
(3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の前平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理  
会計基準変更時差異（2,385百万円）：15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。  
(4) 利息返還損失引当金の計上基準  
利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。  
(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。  
(6) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- ヘッジ会計の方法  
(イ) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。  
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによる取扱い  
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

### 9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

### 会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）  
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」といふ。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」といふ。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎として決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用し決定する方法へ変更しております。  
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。  
この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が314百万円減少し、退職給付引当金が26百万円増加し、利益剰余金が341百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ23百万円増加しております。  
なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産が45円11銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ3円15銭及び97銭増加しております。

### （中間貸借対照表関係）

- ※1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- |        |           |
|--------|-----------|
| 破綻先債権額 | 78百万円     |
| 延滞債権額  | 23,611百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」といふ。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- |            |      |
|------------|------|
| 3カ月以上延滞債権額 | 一百万円 |
|------------|------|
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- |           |          |
|-----------|----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 1,216百万円 |
|-----------|----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- |     |           |
|-----|-----------|
| 合計額 | 24,906百万円 |
|-----|-----------|
- なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
- |  |          |
|--|----------|
|  | 2,965百万円 |
|--|----------|
- ※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |            |           |
|------------|-----------|
| 担保に供している資産 |           |
| 現金預け金      | 0百万円      |
| 有価証券       | 39,900百万円 |
| その他資産      | 1百万円      |
| 計          | 39,902百万円 |

- 担保資産に対応する債務
- |    |          |
|----|----------|
| 預金 | 1,225百万円 |
|----|----------|
- 上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、次のものを差し入れております。
- |   |           |
|---|-----------|
| 有価証券  | 35,203百万円 |
| また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。 |           |
| 敷金保証金                                       | 136百万円    |
- ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| 融資未実行残高               | 128,027百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの       | 128,027百万円 |
| （又は任意の時期に無条件で取消可能なもの） |            |
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

じもとホールディングス

きらやか銀行

仙台銀行

※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,216百万円

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,159百万円  
減価償却累計額 6,159百万円  
※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 1,930百万円

（中間損益計算書関係）

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。  
貸倒引当金戻入益 776百万円  
※2. 減価償却実施額は、次のとおりであります。  
有形固定資産 390百万円  
無形固定資産 161百万円  
※3. 減損損失  
以下の資産について減損損失を計上しております。

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	10百万円
			建物	1百万円
			その他の有形固定資産	4百万円

上記の資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグループリングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補充関係にある一部の営業店は当該グループリング単位、共用資産は銀行全体としてグループリング）で行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、当行の担保評価基準による合理的な価額等に基づいた正味売却価額により算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末	摘要
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数	
発行済株式					
普通株式	7,564千株	—	—	7,564千株	
第1種優先株式	20,000千株	—	—	20,000千株	
合計	27,564千株	—	—	27,564千株	

（注）当事業年度期首において自己株式はなく、当中間会計期間における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載していません。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	135	17.87	平成26年3月31日	平成26年6月25日
	第1種優先株式	30	1.50	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	135	利益剰余金	17.87	平成26年9月30日	平成26年12月5日
	第1種優先株式	22	利益剰余金	1.12	平成26年9月30日	平成26年12月5日

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
現金預け金勘定 157,411百万円  
定期預け金 △0百万円  
その他の預け金 △81百万円  
現金及び現金同等物 157,329百万円

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産  
車両運搬具

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	1年内	2百万円
1年超	—	—
合計	2百万円	2百万円

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	157,411	157,411	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,930	14,410	480
その他有価証券	391,834	391,834	—
(3) 貸出金	590,873		
貸倒引当金（※1）	△5,533		
	585,339	589,628	4,288
資産計	1,148,516	1,153,286	4,769
(1) 預金	880,978	880,902	△76
(2) 譲渡性預金	228,150	228,012	△137
負債計	1,109,128	1,108,914	△214

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
（※2）中間貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	
非上場株式（※1）（※2）	274
合計	274

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（※2）当中間会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

（持分法損益等）

1. 関連会社に対する投資に関する事項

該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	2百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	1百万円
その他減少額	1百万円
期末残高	3百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)  
 前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載していません。  
 当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)  
 当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【関連情報】

前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)  
 前中間会計期間については、中間連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載していません。

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	5,380	1,761	1,433	8,576

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。  
 なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額	2,197円43銭
-----------	-----------

(注) 1株当たり中間純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	46,645百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	30,022百万円
うち優先株式発行金額	(30,000百万円)
うち定時株主総会決議による優先配当額	(一百万円)
うち中間優先配当額	(22百万円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	16,622百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	7,564千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額	282.48円
(算定上の基礎)	
中間純利益	2,159百万円
普通株主に帰属しない金額	22百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	一百万円
うち中間優先配当額	(22百万円)
普通株式に係る中間純利益	2,136百万円
普通株式の期中平均株式数	7,564千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	88.09円
(算定上の基礎)	
中間純利益調整額	22百万円
うち定時株主総会決議による優先配当額	一百万円
うち中間優先配当額	(22百万円)
普通株式増加数	16,946千株
うち優先株式	(16,946千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。